



【札幌市】経営持続化臨時特別支援金のお知らせ

概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止と事業継続に取り組んでいただいている事業者の皆様を支援するため、北海道と共同で新たに2つの制度を創設します。

・支援金 A 道の休業要請等を受け、ご協力いただいた事業者

※協力期間：遅くとも令和2年5月19日（火）から5月31日（日）まで。

休業要請等の期間が短縮された場合は、5月19日から「その日まで」となります。

・支援金 B 道の休業要請対象外で、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少した事業者

※基本的に、国の持続化給付金の対象となる事業者が、この支援金の対象となります。

※札幌市内の事業者については、申請受付及び審査はともに、北海道で一括して行われますので、**札幌市への申請は必要ありません**。北海道による審査終了後、別途、札幌市から支給します。

支援金の内容・支援額

要件			支給額
支援金A (道の休業要請対象)	次の①または②のいずれかに該当する事業者		左記に加え 「新北海道スタイル」の取組を実践すること
	①	道知事から休業要請等を受けた施設を休業すること	
	②	酒類を提供する①以外の飲食店において、酒類の提供時間の短縮(19時まで)を行うこと	10万円 (※)
支援金B (道の休業要請対象外)	ひと月の売上が前年同月比50%以上減少した事業者 (基本的に国の持続化給付金の対象となる事業者がこの支援金の対象となります)(※)		10万円 (※)

※支援金A・Bの両方を受け取ることはできません。

※支援金A：札幌市内に休業要請等の対象施設を有する事業者の方には、10万円のうち札幌市が5万円分を支給します。

※支援金B：札幌市内に主たる事務所（個人事業者で、施設を持たない方であれば住所）を有する事業者の方には、北海道からの5万円に上乗せして、札幌市が5万円を支給します。

※支援金Bは、休業要請の対象とならない事業者に限ります。また、支援金Bでは特例として、令和2年1月から3月末までに開業した方も対象となり得ます。

申請方法・申請先

・郵送による申請

〒063-8691 札幌西郵便局 郵便私書箱 第39号
北海道 経営持続化臨時特別支援金 事務局

・電子申請

北海道の専用ページ (<https://hokkaido-support.jp/add>) から申請可能です。

お問い合わせ先

(TEL) 011-350-7262

(受付時間) 8時45分から17時30分まで

詳しくは、道の「申請の手引き」も併せてご参照ください。